

平成19年6月12日
気 象 庁

異常気象分析検討会の設置について

平成18年豪雪のような社会経済に大きな影響を与える異常気象が発生した場合には、大学・研究機関等の専門家の協力を得て、異常気象に関する最新の科学的知見に基づく分析検討を行い、その発生要因等に関する見解を迅速に発表するため、異常気象分析検討会（以下、「検討会」）を設置する。

検討会の任務等は次のとおり。

1．検討会の任務

異常気象に関する気候学的な解析及び調査の実施。

気象庁が発表する異常気象の発生要因等に関する情報への助言。

異常気象に関する気候学的な研究成果の気象庁での活用に関する提言。

2．検討会の構成

大学・研究機関等の大気大循環・地球温暖化等の専門家を委員とする。

検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の専門家にも参加を求める。

3．分析検討対象

検討会は、平成16年の猛暑、平成18年豪雪、今年の暖冬などのように、大気大循環の異常が主要因で、比較的長期（2週間程度）にわたって持続した異常気象を分析検討の対象とする。なお、台風・集中豪雨・突風など短期間・短時間の現象についても、これら現象発生の背景としての大気大循環の変動、地球温暖化等との関連について、必要に応じて検討会委員の助言を求める。

4 . 分析検討の進め方

異常気象が発生または発生が見込まれる場合に分析を開始する。

分析検討に必要な資料等をWeb等を用いて気象庁と委員間で共有し、分析結果等についてWeb、電話、メール等によりオンラインで事前に検討する。

事前の検討を踏まえて気象庁にて検討会を開催する。緊急を要する場合等は、オンラインでの検討会を行うこともある。

5 . 検討結果の公表

検討会の分析結果と各種データを総合分析し、専門家の助言に基づく気象庁の見解として速やかに公表する。

6 . 部会の設置

検討会で用いる資料の作成等を支援するため、必要に応じて検討会の下に部会を設置する。

7 . 検討会運営の事務

検討会の運営等に係わる事務は地球環境・海洋部が担当する。

」以上